

概要版

姫路市人権教育及び啓発実施計画

～人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現に向けて～



姫路市

計画の改定にあたって

計画策定の趣旨と位置付け

姫路市（以下「本市」という。）では、平成17年（2005年）3月に「姫路市人権教育及び啓発実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、誰もが平等で快適に暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んできました。本計画は、社会情勢や人権問題に関する環境の変化のほか、これまでの取組の成果・課題、個別の人権課題に関する法律の施行等を受けた見直しを行い、引き続き「人権が尊重されるまちづくり」を進めるものです。また、令和4年（2022年）2月に実施した「人権についての姫路市民意識調査」で明らかになった人権課題を踏まえた改定を行うこととします。

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、その法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する計画」や「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」、「姫路市総合計画」等を踏まえ、本市における人権教育及び啓発施策を推進していくための指針として策定するものです。また、令和6年（2024年）2月に公益財団法人人権教育啓発推進センターが作成した「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究有識者検討会報告書」を参考にします。

計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間。社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。

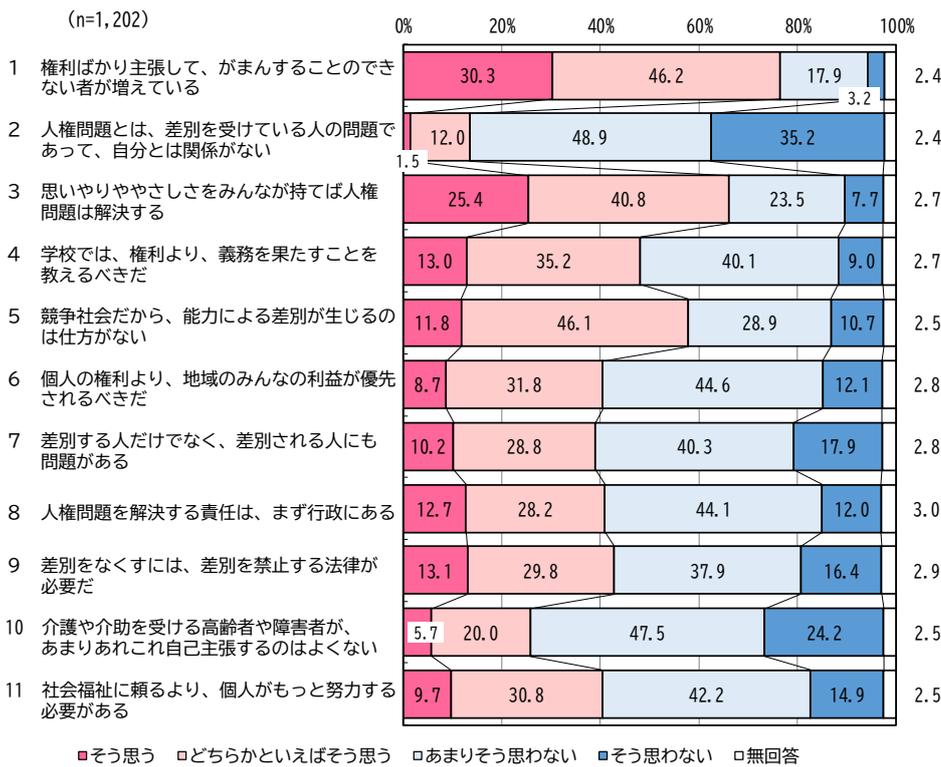
姫路市における取組

- 人権啓発センターの開設（平成22年(2010年)）
- 男女共同参画推進センター、国際交流センター、文化国際交流財団や社会福祉協議会、神戸地方法務局姫路支局、姫路人権擁護委員協議会などの関係部署及び関係機関と連携を図りつつ、人権に関する啓発・研修・相談事業等を推進
- 姫路市総合計画をはじめ、分野別計画（「姫路市地域福祉計画」、「姫路市子ども・子育て支援事業計画」、「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」、「姫路市障害福祉推進計画」、「姫路市男女共同参画プラン2027」、「姫路市再犯防止推進計画」、「姫路市住宅計画」等）の策定・施策の推進
- 「人権についての姫路市民意識調査」の実施（平成23年(2011年)から5年ごと）
- インターネットモニタリング事業（平成27年(2015年)から）
- 「姫路市子どもの生活に関する実態調査」の実施（平成30年度(2018年度)）
- 姫路市パートナーシップ宣誓制度（令和4年度(2022年度)から）
- 公立夜間中学である姫路市立あかつき中学校の開校（令和5年(2023年)）
- こどもの未来健康支援センター「みらいえ」の開設（令和5年(2023年)）
- 社会的関心が高いヤングケアラーについて、家事等の負担軽減を図るため、ヘルパーを派遣する訪問支援事業を実施（令和5年度(2023年度)から）
- 姫路市人権のつどいの開催（毎年8月と12月）
- 人権学習地域講座の開催（市内8か所）



姫路市における課題

人権についての考え方



出典：人権についての姫路市民意識調査(令和4年2月)

- 人権を心の問題とする捉え方や、能力主義的な考え方も依然として多い。

圧倒的多数が「人権問題は自分に関係がある」と考えている

「人権問題とは差別を受けている人の問題であって自分とは関係がない」に「反対」(「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計)が84.1%

しかし…

権利の主張を必ずしも肯定的には捉えない

「権利ばかり主張して我慢することができない者が増えている」については「賛成」(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)が76.5%

人権問題を、個人の問題として抱えこまず、社会や制度、慣習の見直しといった社会問題としての視点を持って考える重要性について、より理解を深めることができる教育及び啓発が求められます。

計画の目標と基本方針

人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現

①あらゆる場における教育及び啓発の推進

人権一般の普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチをバランスよく取り入れた学習の場の設定など、学習意欲を高めるプログラムや手法を創意工夫していきます。

- 家庭
- 学校等
- 地域
- 職場(企業等)

②人権に関わりの深い職業従事者に対する研修等の充実

人権に関わりの深い職業従事者に対する研修等を引き続き充実させることで、公共サービス全体における人権擁護の質の向上に努めるとともに、市民全体の人権意識の向上を図り、人権文化の確立を目指します。

- 市職員等
- 教育関係者
- 福祉関係者
- 医療・保健関係者
- 消防職員・団員
- マスメディア関係者

③市民・事業者・関係団体との連携・協働の強化

市民の参画と協働を基本とし、市民が主体的、能動的に参加できる教育及び啓発活動を目指します。あわせて、行政、外郭団体、市民組織、企業等、実施主体が相互に有機的な連携を強化した人権のネットワークを構築し、総合的な推進体制の確立を図ります。

人権教育及び啓発の推進

人権啓発センターの活動の充実

市政全般にわたる人権啓発の総合的推進を行う中核施設として、人権尊重の意義やその重要性を広く啓発し、人権意識の高揚と差別の解消を図ります。

- 学習・研究機能、広報・啓発機能、展示・体験機能、救済・支援機能、市民意識調査の実施

主な人権課題の取組

主な人権課題と事業の柱	
女性	<ul style="list-style-type: none"> ①人権尊重を目指す市民意識の醸成 ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ③政策・方針決定過程への女性の参画促進 ④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ⑤生涯を通じた心身の健康づくり
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ①児童虐待を防止する取組の充実 ②いじめ問題への取組の充実 ③体罰の根絶 ④スクール・セクハラ等の根絶 ⑤非行防止・健全育成活動の充実 ⑥不登校児童生徒の居場所の確保 ⑦子育て・子育てのためのより良い環境づくり ⑧一人一人を大切にされた教育・保育の充実 ⑨障害のある幼児・児童・生徒への支援 ⑩子どもの社会参画の促進 
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の充実 ②高齢者人権ネットワークの充実 ③介護サービスにかかる情報提供の充実 ④自立生活の支援と生活環境の改善 ⑤世代間交流の推進 ⑥社会参加の促進 ⑦虐待の防止 ⑧認知症高齢者等の支援 
障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援 ②生活支援 ③教育・保育の充実 ④就労・社会参加の支援 ⑤環境の整備 ⑥合理的配慮の提供啓発など権利擁護と差別解消の促進 ⑦施策への意見の反映
部落差別 (同和問題)	<ul style="list-style-type: none"> ①人権啓発活動の充実 ②学校・園所における取組の充実 ③社会教育における取組の充実 ④総合センター・集会所での取組の推進 ⑤人権相談の充実 ⑥インターネットモニタリングの充実 ⑦事前登録型本人通知制度の周知 ⑧土地忌避意識の払拭への取組

主な人権課題の取組

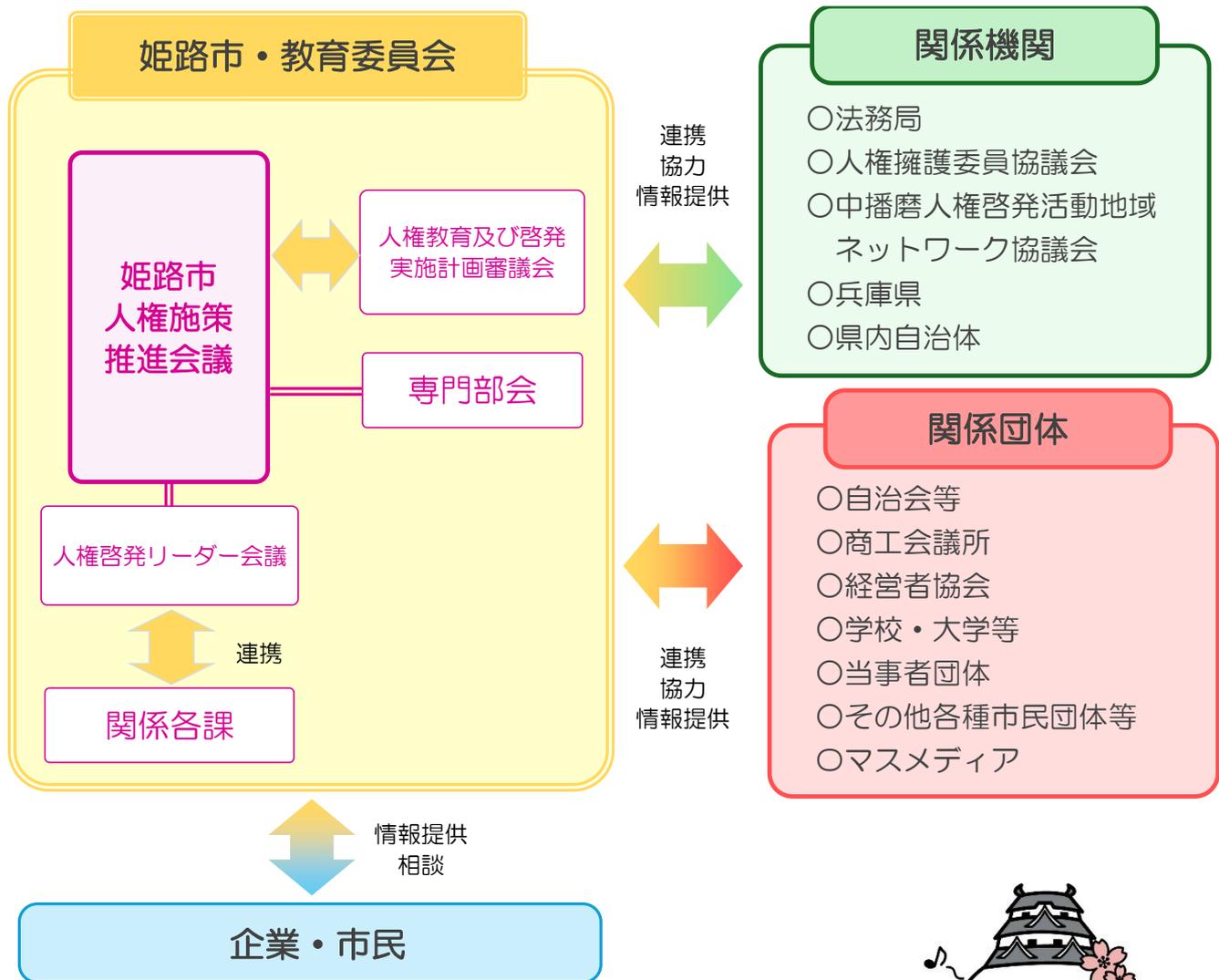
主な人権課題と事業の柱		
アイヌの人々	①啓発活動の充実	
外国人等	①日本語学習の機会の充実 ②情報提供の充実 ③人権意識の高揚 ④児童生徒等に対する学習の支援（外国人等） ⑤多文化共生に向けた教育の充実 ⑥国際交流の推進 ⑦インターネットモニタリングの充実【再掲】	
感染症	①HIV、エイズに対する正しい理解の醸成 ②全ての感染症（新型コロナウイルス感染症やエムボックス等）に対する正しい理解の醸成	
ハンセン病患者・元患者やその家族	①ハンセン病に対する正しい理解の醸成	
刑を終えて出所した人やその家族	①受入れ体制の整備 ②再犯防止に向けた地域における包括的な支援体制への参加 ③更生支援についての市民の理解促進のための啓発活動の充実	
インターネット上の人権侵害	①学校教育及び啓発活動の充実 ②社会教育及び啓発活動の充実 ③インターネットモニタリングの充実【再掲】	
性的マイノリティ	①学校における取組の充実 ②啓発活動の充実 ③多様な性の在り方の尊重 ④性別記載の在り方の検討	
さまざまな人権課題	犯罪被害者等	①啓発活動の推進 ②支援活動の推進
	ホームレス	①自立支援
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等 震災等の災害に起因する人権問題 人身取引〔性的サービスや労働の強要等〕 遺伝情報・ゲノム情報に起因する差別や偏見	①啓発活動の推進



計画の推進にあたって

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、国、県、学校・教育機関、市の関係各課、関係機関、関係団体と情報交換、連携強化を図りながら、計画に掲げる施策を実施します。



計画の推進と評価

本計画に基づく人権課題別の取組については、各課で設定した進捗評価指標と目標値に基づく自己評価を実施し、「姫路市人権施策推進会議」で全体の実施状況を把握します。

それにより、計画の進捗管理を行い、以降の施策に適正に反映させ一体的・総合的な推進を図ります。

計画の進捗評価指標

	〈事業名〉 指 標	基準値	目標値 (令和11年度)	主管課
女性	〈あらゆる暴力の根絶〉 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)」の認知度	73.9% (令和3年度)	90%	男女共同参画推進課 福祉総務課 こども支援課
	〈あらゆる分野における積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の推進〉 審議会等委員の女性比率	36.3% (令和5年度)	40~60%	男女共同参画推進課
	〈あらゆる分野における積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の推進〉 女性委員がいない審議会等の割合	5.6% (令和5年度)	0%	男女共同参画推進課
子ども	〈姫路市不登校児童生徒支援員の配置〉 姫路市不登校児童生徒支援員の配置校数	小学 18校 中学 36校 (令和6年度) 義務教育学校含む	小学 69校 中学 36校 全ての市立小中義務 教育学校に配置する。	学校指導課
	〈ファミリーサポートセンター事業の運営と拡充〉 ファミリーサポートセンター会員数	2,562人 (令和5年度)	2,810人	こども支援課
	〈「交流及び共同学習」の充実〉 「交流教育推進事業」を実施している学校数と実施回数	47校 58回実施 (令和5年度)	107校 150回	育成支援課
高齢者	〈権利擁護事業の推進〉 権利擁護フォーラムの参加者数	50人 (令和5年度)	260人	地域福祉課 地域包括支援課
	〈見守り安心サポート事業の推進〉 緊急通報機器 (安心コール) の設置台数	1,080台 (令和5年度)	1,200台	高齢者支援課
	〈地域包括支援センター活動の充実〉 一般高齢者が地域包括支援センターを知っている割合	55.4% (令和4年度)	75%	地域包括支援課
	〈地域包括支援センター機能の充実〉 地域包括支援センターと関係機関の連携回数 (地域の関係機関と情報交換・相談等を行った回数)	4,681回 (令和5年度)	5,500回	地域包括支援課
	〈認知症への理解を深めるための普及啓発〉 認知症サポーターの養成者数	48,957人 (令和5年度)	60,000人 (令和8年度)	地域包括支援課
障害のある人	〈障害者差別解消への理解を深めるための普及啓発〉 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」の認知度	38.5% (令和3年度)	50%	障害福祉課 総合福祉通園センター
	〈啓発事業の開催〉 市政出前講座・研修会等の開催数及び参加者数	37回 2,928人 (令和5年度)	48回 3,300人	保健所健康課
	〈成年後見制度の普及〉 権利擁護フォーラムの参加者数	50人 (令和5年度)	260人	地域福祉課
部落差別 (同和問題)	〈人権啓発活動の推進〉 校区人権教育推進事業への参加者数	110,451人 (令和5年度)	120,000人	人権教育課
	〈人権啓発活動の推進〉 校区人権教育学習会に参加して良かったと考える参加者の割合	79.8% (令和5年度)	80%	人権教育課
	〈啓発事業の拡充〉 市民啓発活動 (人権のつどい・人権啓発展) への参加者数	2,022人 (令和5年度)	3,000人	人権啓発課
	〈人権啓発の住民交流促進〉 地域交流事業 (人権研修事業・市内ふれあい事業・市外交流事業・グループ事業) の参加者数	43,684人 (令和5年度)	60,000人	人権啓発課
	〈相談窓口のPR〉 姫路市人権啓発センター (ゆいばる) の認知度	21.9% (令和3年度)	50%	人権啓発センター
外国人等	〈日本語教育ボランティアの養成講座〉 日本語教育ボランティア養成講座の修了者数	24人 (令和5年度)	50人	文化国際課
	〈「ひめじ国際交流フェスティバル」の開催〉 ボランティア参加人数	700人 (令和5年度)	700人	文化国際課
感染症	〈HIV抗体検査・相談〉 HIV抗体検査受検者数	90人 (令和5年度)	150人	保健所防疫課
	〈講演会や研修会の開催〉 感染症対策研修 (管理者研修・専門職研修) への参加者数 (実数)	304人 (令和5年度)	450人	保健所防疫課
インターネット上の 人権侵害	〈インターネットモニタリングの充実〉 インターネットモニタリングの実施時間数	92時間 (令和5年度)	100時間	人権啓発課

主な人権相談窓口

人権相談ダイヤル

みんなの人権 110 番 (全国共通)

☎0570-003-110

子どもの人権 110 番 (全国共通・通話料無料)

☎0120-007-110

LINE じんけん相談 (LINE から、人権相談をすることができます)



ここから友だち追加してください▶

女性の人権ホットライン (全国共通)

☎0570-070-810

- 全国共通人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
- 法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

月～金曜 (祝日を除く)
8:30～17:15

外国語人権相談ダイヤル (全国共通)

☎0570-090-911

Foreign-language Human Rights Hotline
Số điện thoại tư vấn về nhân quyền bằng ngoại ngữ

月～金曜 (祝日を除く)
9:00～17:00

インターネット人権相談受付窓口

パソコン・携帯電話・
スマートフォン共通

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談

検索



外国語インターネット人権相談受付窓口 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

Human rights counseling services in foreign languages

Cổng tiếp nhận yêu cầu tư vấn về nhân quyền qua Internet của Bộ Tư pháp

人権相談窓口

相談窓口名称	連絡先等
姫路市人権啓発課	電話：079-221-2376 FAX：079-221-2334 月～金曜 (祝日を除く) 8:35～17:20
姫路市人権啓発センター「ゆいばる」	電話：079-282-9801 FAX：079-282-9820 毎日 (年末年始と臨時休館日 (月1回) を除く) 9:00～17:00
神戸地方法務局姫路支局	電話：0570-003-110 月～金曜 (祝日を除く) 8:30～17:15

姫路市人権教育及び啓発実施計画 概要版

令和7年 (2025年) 3月

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市市民局

人権推進部人権啓発課

電話：079-221-2376

FAX：079-221-2334

E-mail：jinkenkeihatu@city.himeji.lg.jp

姫路市教育委員会事務局

学校教育部人権教育課

電話：079-221-2777

FAX：079-221-2794

E-mail：kyo-jinken@city.himeji.lg.jp

姫路市人権啓発課ホームページ

https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/4-6-27-0-0_6.html

